

船舶事故調査報告書

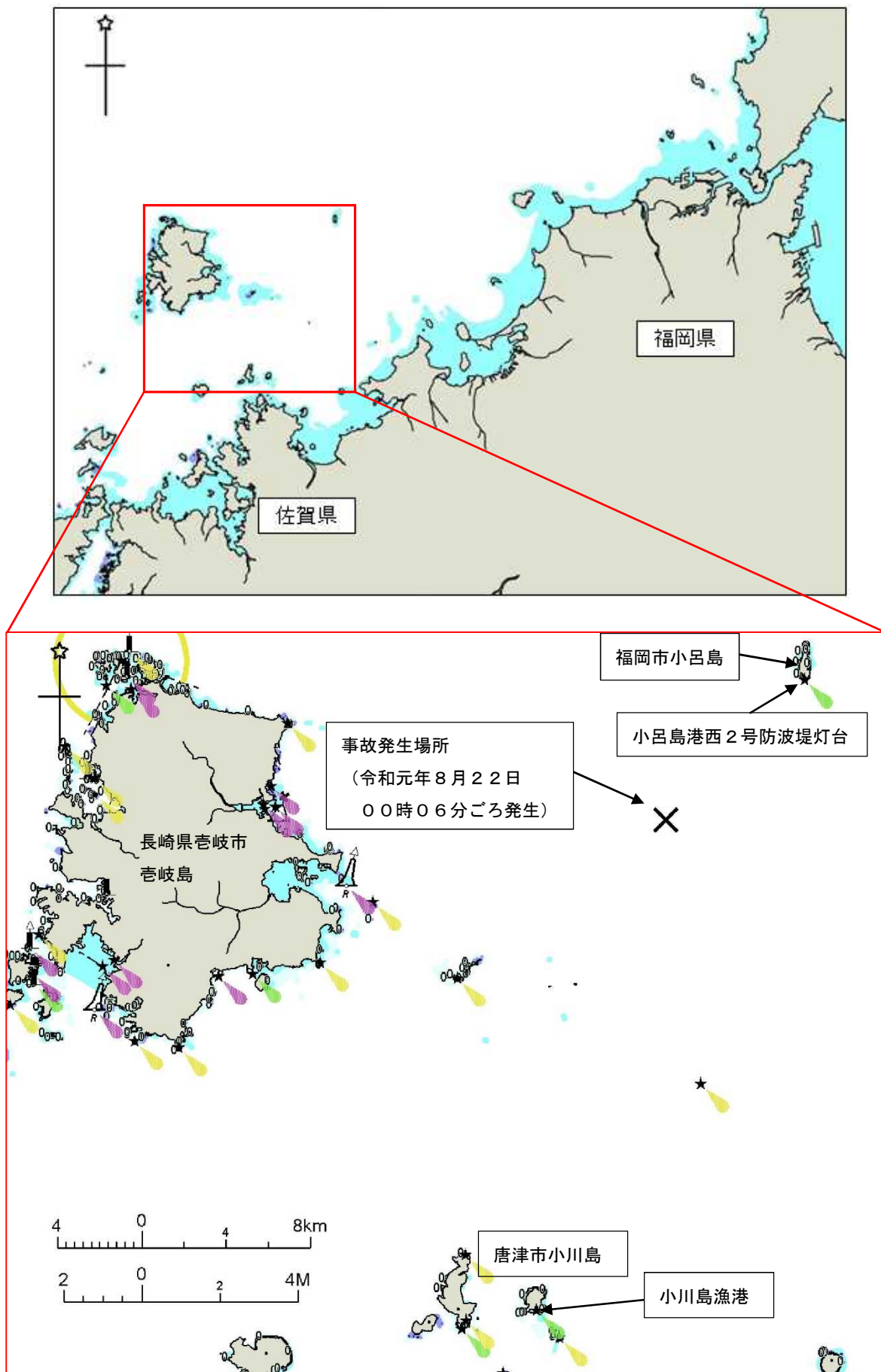
令和2年7月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和元年8月22日 00時06分ごろ
発生場所	福岡県福岡市小呂島 ^{おろの} 南西方沖 小呂島港西2号防波堤灯台から真方位225°5海里（M）付近 （概位 北緯33°48.1′ 東経129°57.9′）
事故の概要	漁船 ^{しんえい} 新栄丸は、シーアンカーを巻上げ作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和元年8月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 新栄丸、4.9トン SA3-24150、個人所有 11.78m (Lr)×2.71m×0.89m、FRP ディーゼル機関、221kW（動力漁船登録票による）、平成6年4月19日
乗組員等に関する情報	船長 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月1日 免許証交付日 平成28年6月30日 （令和3年10月2日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、令和元年8月21日17時00分ごろ小呂島南西方沖の漁場で船首部からシーアンカーを投入し、漂泊していか釣り漁の操業を開始した。 本船は、操業を終え帰港することとし、船長が、22日00時00分ごろ操舵室左舷側壁に設置された巻上げ用ローラに‘シーアンカーの引上げロープ’（以下「本件ロープ」という。）を巻き付けた後、同ローラを回転させて‘シーアンカーの巻上げ作業’（以下「本件作業」という。）を開始した。 船長は、巻上げ用ローラより船首側で舷側まで約55cmの場所に身

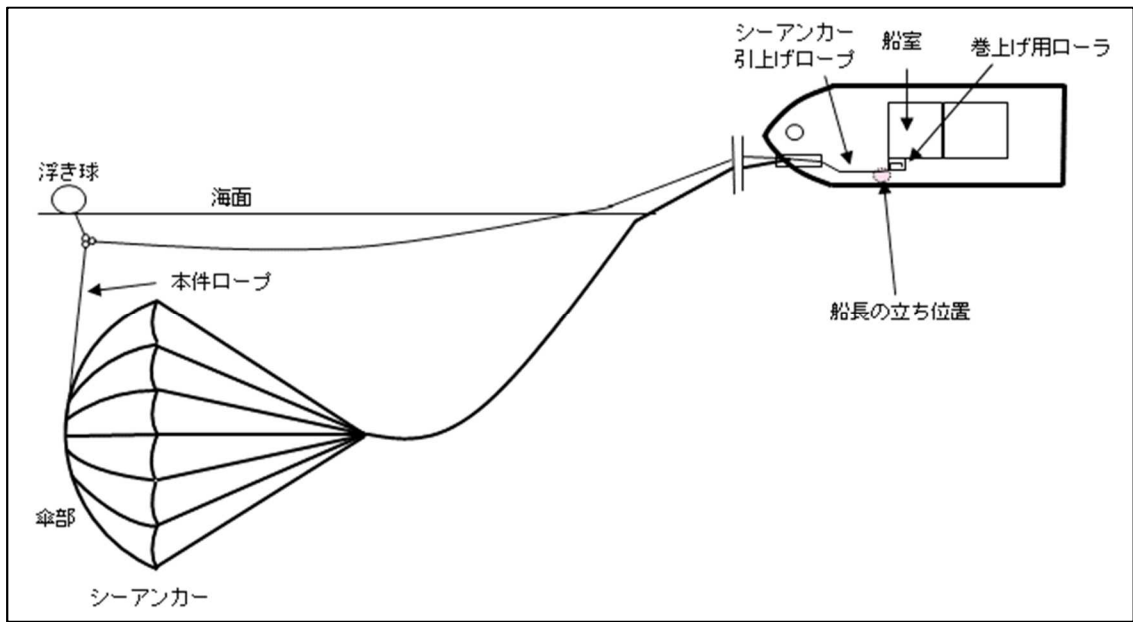
	<p>体を右舷方に向けて立ち、手元を見ながら両手で本件ロープを引っ張り本件作業を行っていた際、00時06分ごろ本件ロープが左足に絡まって転倒し、左足が本件ロープに締め付けられたところに、巻き上がってきた‘シーアンカー傘部のナイロンシート’（以下「ナイロンシート」という。）が身体に巻き付いた。</p> <p>船長は、本件ロープを外そうと試みたものの、身体を動かすと巻上げ用ローラが回転し、本件ロープが巻き取られて足がさらに締め付けられるので、本件ロープやナイロンシートが身体に巻き付いたままの状態、動かずに救助が来るのを待つことにした。</p> <p>船長の家族は、船長が予定時刻になっても帰港しないので僚船に捜索依頼の連絡を入れ、連絡を受けた船長の所属する漁業協同組合担当者が海上保安部に通報した。</p> <p>船長は、08時00分ごろ僚船船長により頭部を船尾方に向け本件ロープ及びナイロンシートに巻き付かれた状態で倒れているところを発見された。</p> <p>船長は、僚船船長に救助された後、僚船により福岡市小呂島漁港に運ばれ、海上保安庁所属のヘリコプターで佐賀県唐津市内の病院に搬送されて、^{おうちもんきん}横紋筋融解と診断された。</p> <p>本船は、僚船によって唐津市小川島漁港にえい港された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、付図2 シーアンカーの状況（イメージ）、写真1 本船、写真2 本件ロープに巻き込まれた際の体勢（再現）、写真3 ナイロンシートに巻き込まれた状態（再現）参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の巻上げ用ローラは、操舵室前方外壁に設置されたスイッチで操作されており、船長が転倒した姿勢からは、スイッチに手が届かなかった。</p> <p>船長は、本件ロープ及びナイロンシートが身体に巻き付き、携帯電話を取り出すことができなかった。</p> <p>船長は、長袖ヤッケの上に救命胴衣を着用し、カップの長ズボンと長靴を履いていた。</p> <p>本件ロープは、巻上げ用ローラを経由して巻上げ用ローラの船首方に無造作に置かれていた。</p> <p>船長は、夜間であったが、甲板上に作業灯が点いており、足元が暗くて見にくいとは感じなかった。</p> <p>船長は、両手で本件ロープを引っ張りながら本件作業中、手元を見ていて足元に気付かず、手元と巻上げ用ローラとの間の緩んだ本件ロープが、カップの長ズボンの左膝付近に絡まって転倒したと本事故後に思った。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>あり</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし</p> <p>本船は、小呂島南西方沖において、本件作業中、船長が、両手で本件ロープを引っ張りながら巻き上げていた際、本件ロープに左足が絡まったことから、転倒して左足が本件ロープに締め付けられたことにより負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件作業中、手元を見ていて足元に気付かなかったことから、左足が手元と巻き上げ用ローラとの間の緩んだ本件ロープに絡まって転倒したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、小呂島南西方沖において、本件作業中、船長が、両手で本件ロープを引っ張りながら巻き上げていた際、本件ロープに左足が絡まったため、転倒して左足が本件ロープに締め付けられたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巻き上げ用ローラ付近で作業を行う際は、手元だけではなく足元の緩んだロープから足を離すなど、十分注意を払うこと。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 シーアンカーの状況（イメージ）



巻上げ用ローラの操作スイッチ

巻上げ用ローラ

写真1 本船



写真2 本件ロープに巻き込まれた際の体勢（再現）



写真3 ナイロンシートに巻き込まれた状態（再現）